

内閣府は、重要土地等調査法に基づき、重要施設周辺や国境離島等における土地・建物の利用状況等について、不動産登記簿等の公簿等、届出、地図、航空写真、ウェブサイト等の情報により所要の調査をしているところ、今般、当該土地・建物の取得状況(令和6年度分)が取りまとまったため公表するもの。

概要

- 令和6年度中に売買等の契約による所有権の移転や建物の新築の登記により取得されたことが確認された土地・建物の集計結果は以下のとおり※。

※ 令和6年度と令和5年度では、調査の対象区域・期間が異なるため、一概に比較することはできない。
(令和5年度は、大都市圏の区域における土地等取引の多くが調査対象外となっていたため)

〔大都市圏の区域が多い3次指定(180区域)の調査対象期間：令和5年度は約2.5ヶ月間、令和6年度は1年間
大都市圏の区域が多い4次指定(184区域)の調査対象期間：令和5年度は調査対象外、令和6年度は約10.5ヶ月間〕

年 度	令和6年度 (583区域)	【参考】令和5年度 (399区域)
土地・建物の取得総数	113,827 筆個 (土地 69,677筆、建物 44,150個)	16,862 筆個 (土地 10,514筆、建物 6,348個)
うち、外国人・外国系法人※ による取得数	3,498 筆個 総数の3.1% (土地 1,744筆、建物 1,754個)	371 筆個 総数の2.2% (土地 174筆、建物 197個)

※・「外国人」は、国内に居住する外国籍を有する者及び国外に居住する外国人と思われる者
・「外国系法人」は、外国法人、及び内国法人であって外国籍を有する者又は国外に居住する外国人と思われる者が代表者となっているもの

- 令和6年度中において、重要土地等調査法第9条の規定による(重要施設等の機能を阻害するような土地等の利用の中止等を求める)勧告及び命令は実施していない。

(令和6年度) 重要施設周辺等における土地・建物の取得状況について②

外国人・外国系法人による土地・建物の取得状況の内訳

◎ 該当事例の多い国又は地域

① 中国	1,674 筆個 (47.5%)	(土地 817筆、建物 857個)
② 台湾	414 筆個 (11.7%)	(土地 136筆、建物 278個)
③ 韓国	378 筆個 (10.7%)	(土地 217筆、建物 161個)
④ 米国	211 筆個 (6.0%)	(土地 98筆、建物 113個)
⑤ ベトナム	160 筆個 (4.5%)	(土地 95筆、建物 65個)

※「%」は、外国人・外国系法人による取得数に占める割合
※ 中国には香港を含む

◎ 該当事例の多い都道府県

① 東京都	1,558 筆個 (衛生学校・艦艇装備研究所・ニューサンノー米軍センター 553筆個 ほか)	(21,829筆個)
② 神奈川県	339 筆個 (厚木航空基地・厚木海軍飛行場 70筆個 ほか)	(10,792筆個)
③ 千葉県	235 筆個 (習志野駐屯地・習志野高射教育訓練場 57筆個、松戸支処 57筆個 ほか)	(6,488筆個)
④ 北海道	217 筆個 (函館基地隊本部 37筆個 ほか)	(8,595筆個)
⑤ 福岡県	211 筆個 (福岡駐屯地・自衛隊福岡病院・春日基地 97筆個 ほか)	(7,884筆個)

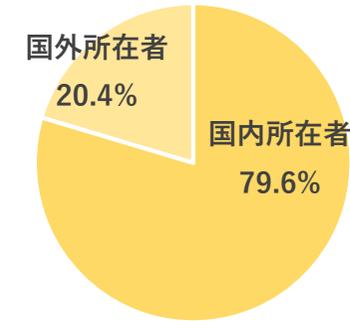
※ () は、当該都道府県における取得総数

◎ 該当事例の多い注視区域

(1) 衛生学校・艦艇装備研究所・ニューサンノー米軍センター (東京都)	553筆個 (中国 252筆個、台湾 97筆個 等)	(5,386筆個)
(2) 防衛省市ヶ谷庁舎 (東京都)	309筆個 (中国 166筆個、台湾 46筆個 等)	(3,265筆個)
(3) 補給統制本部 (東京都)	262筆個 (中国 158筆個、台湾 59筆個 等)	(2,529筆個)
(4) 練馬駐屯地 (東京都)	169筆個 (中国 141筆個、韓国 9筆個 等)	(2,136筆個)
(5) 福岡駐屯地・自衛隊福岡病院・春日基地 (福岡県)	97筆個 (中国 61筆個、台湾 19筆個 等)	(3,267筆個)

※ () は、当該注視区域における取得総数

◎ 国内所在者・国外所在者別の割合



今後の対応

- 今般の公表対象となった事例を含め、注視区域内の重要施設等の機能を阻害する不適切な土地等の利用を防止すべく、継続的に土地等利用状況調査を実施していく。

重要施設周辺等における土地等の取得の状況（令和 6 年度）について

内閣府は、重要土地等調査法（注1）に基づき、重要施設周辺や国境離島等における土地及び建物（以下「土地等」といいます。）の利用状況等の調査を実施しているところ、この度、令和 6 年度中の土地等の取得状況について取りまとめました。概略は以下のとおりです。

- ・ 注視区域（注2）内における土地等の取得総数は 113,827 筆個であり、そのうち外国人・外国系法人（注3）による取得は 3,498 筆個（取得総数の 3.1%）でした。（令和 5 年度：2.2%※）
※ なお、注視区域により指定時期が異なるため、令和 5 年度と令和 6 年度とでは、調査の対象区域・期間が異なります。（注4）
- ・ 外国人・外国系法人による土地等の取得のうち、国又は地域別の取得数では、中国が最も多く 1,674 筆個（47.5%）、次いで、台湾が 414 筆個（11.7%）、韓国が 378 筆個（10.7%）でした。
- ・ 外国人・外国系法人による土地等の取得数について、国内所在者・国外所在者別の割合は、それぞれ 79.6%、20.4%でした。
- ・ 令和 6 年度中に、重要土地等調査法第 9 条の規定による勧告及び命令は実施していません。

（注1）重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）

（注2）重要土地等調査法第 5 条第 1 項の規定により、重要施設（防衛関係施設、海上保安庁の施設、生活関連施設（原子力関係施設及び特定の空港）をいいます。）の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設等の機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものとして指定された区域をいい、第 12 条第 1 項の規定により指定された特別注視区域を含みます。なお、この注視区域内にある土地等が、重要土地等調査法の調査の対象となります。

（注3）集計の対象となる「外国人・外国系法人」は、次のとおりです。

- ・ 「外国人」は、国内に居住する外国籍を有する者及び国外に居住する外国人と思われる者
- ・ 「外国系法人」は、外国法人、及び内国法人であって外国籍を有する者又は国外に居住する外国人と思われる者が代表者となっているもの

（注4）令和 5 年度及び 6 年度の調査対象区域及び調査期間は、各注視区域の指定の施行時期により、次のとおり異なります。

- ・ 令和 5 年度の調査対象区域・期間
 - ・ 第 1 次指定分（令和 4 年内閣府告示第 121 号により指定された注視区域 58 区域）
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間（1 年間）
 - ・ 第 2 次指定分（令和 5 年内閣府告示第 98 号により指定された注視区域 161 区域）
令和 5 年 8 月 15 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間（約 7.5 ヶ月間）
 - ・ 第 3 次指定分（令和 5 年内閣府告示第 126 号により指定された注視区域 180 区域）
令和 6 年 1 月 15 日から同年 3 月 31 日までの間（約 2.5 ヶ月間）

- ・ 令和6年度の調査対象区域・期間
- ・ 第1～3次指定分（399区域）
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間（1年間）
- ・ 第4次指定分（令和6年内閣府告示第91号により指定された注視区域184区域）
令和6年5月15日から令和7年3月31日まで間（約10.5ヶ月間）

1 重要土地等調査法に基づく調査について

内閣府は、重要土地等調査法の規定に基づき、指定された注視区域内の土地等の利用状況等について、関係行政機関等から提供を受けた不動産登記簿、住民基本台帳、商業登記簿といった公簿等の情報や、届出に係る情報、地図、航空写真、ウェブサイト等の公開情報等により所要の調査を行うとともに、必要に応じて現地・現況調査を実施しています。

2 総数

令和6年度中に売買等の契約による所有権の移転や建物の新築の登記により取得されたこと（注5）が確認された土地等は次のとおりです。

（注5） 集計の対象となる所有権の移転による取得は、売買等の契約により所有権の移転の登記がなされたものとし、相続等の契約に基づかない所有権の移転の登記は含みません。

区域指定告示別 （注4）	令和6年度			（参考）令和5年度		
	取得総数 （筆個）	土地 （筆）	建物 （個）	取得総数 （筆個）	土地 （筆）	建物 （個）
第1次	830	627	203	687	506	181
第2次	6,348	4,583	1,765	4,216	3,041	1,175
第3次	56,585	34,108	22,477	11,959	6,967	4,992
第4次	50,064	30,359	19,705	—	—	—
合計	113,827	69,677	44,150	16,862	10,514	6,348

※1 同一の土地等であっても、調査期間内に所有権の移転が複数回なされたものについてはそれぞれ計上しています。

3 外国人・外国系法人

(1) 上記2の総数のうち、外国人・外国系法人による土地等の取得数は、次のとおりです。

区域指定告示別 (注4)	令和6年度			(参考) 令和5年度		
	取得数 (筆個)	土地 (筆)	建物 (個)	取得数 (筆個)	土地 (筆)	建物 (個)
第1次	29	18	11	9	5	4
第2次	42	30	12	33	22	11
第3次	1,877	938	939	329	147	182
第4次	1,550	758	792	—	—	—
合計	3,498 (取得総数 の3.1%)	1,744	1,754	371 (取得総数 の2.2%)	174	197

2の※1を参照

(2) 外国人・外国系法人による土地等の取得数の国又は地域別の内訳(上位)は、次のとおりです。(詳細は別紙1)

国又は地域	令和6年度				(参考) 令和5年度			
	取得数 (筆個)	割合 (%)	土地 (筆)	建物 (個)	取得数 (筆個)	割合 (%)	土地 (筆)	建物 (個)
中国	1,674	47.5	817	857	203	54.7	87	116
台湾	414	11.7	136	278	46	12.4	24	22
韓国	378	10.7	217	161	49	13.2	22	27
米国	211	6.0	98	113	10	2.7	4	6
ベトナム	160	4.5	95	65	15	4.0	7	8

2の※1を参照

※2 国若しくは地域が異なる者が共同して取得し、又は国若しくは地域が異なる複数の者が代表者となっている法人が取得した土地等については、各々の国又は地域に計上しています。

※3 中国には香港を含む。

(3) 外国人・外国系法人による土地等の取得数に係る国内所在者・国外所在者別の割合は次のとおりです。

		令和6年度		(参考) 令和5年度	
		取得数(筆個)	割合(%)	取得数(筆個)	割合(%)
国内に	取得数(筆個)	2,786	79.6	292	78.7
	外国人(個人)	1,844	52.7	186	50.1
	外国系法人(内国法人)	942	26.9	106	28.6
国外に	取得数(筆個)	712	20.4	79	21.3
	外国人(個人)	634	18.1	71	19.1
	外国系法人(外国法人)	78	2.2	8	2.2
合計		3,498	100.0	371	100.0

2の※1を参照

(4) 外国人・外国系法人による土地等の取得数の都道府県別の内訳(上位)は、次のとおりです。(詳細は別紙2)

ア 外国人・外国系法人による土地等の取得数

都道府県	取得数(筆個)
東京都	1,558
神奈川県	339
千葉県	235
北海道	217
福岡県	211

2の※1を参照

イ 取得総数に占める外国人・外国系法人による土地等の取得数の割合

都道府県	取得総数に占める割合	取得総数(筆個)	取得数(筆個)
東京都	7.1%	21,829	1,558
大阪府	4.4%	1,976	87
岡山県	3.8%	419	16
茨城県	3.7%	2,107	79
千葉県	3.6%	6,488	235

2の※1を参照

4 勧告及び命令

令和6年度中に、重要土地等調査法第9条の規定による勧告及び命令は実施していません。(令和5年度中も実施していません。)

【参考】

- 前年度の資料は、内閣府(重要土地等調査法)のウェブサイトをご覧ください。
「重要施設周辺等における土地等の取得の状況(令和5年度)について」
<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/doc/kohyoR5.pdf>

別紙1 外国人・外国系法人の国又は地域別の内訳

国又は地域	外国人・外国系法人による土地等の取得数									
					外国人（個人）			外国系法人		
	取得数 （筆個）	割合 （％）	土地 （筆）	建物 （個）	取得数 （筆個）	土地 （筆）	建物 （個）	取得数 （筆個）	土地 （筆）	建物 （個）
中国	1,674	47.5	817	857	1,116	508	608	558	309	249
台湾	414	11.7	136	278	336	109	227	78	27	51
韓国	378	10.7	217	161	205	105	100	173	112	61
米国	211	6.0	98	113	155	75	80	56	23	33
ベトナム	160	4.5	95	65	155	92	63	5	3	2
フィリピン	80	2.3	49	31	77	47	30	3	2	1
英国	53	1.5	28	25	29	14	15	24	14	10
インド	46	1.3	20	26	27	10	17	19	10	9
カナダ	43	1.2	19	24	30	11	19	13	8	5
オーストラリア	42	1.2	35	7	20	16	4	22	19	3
シンガポール	31	0.9	13	18	18	7	11	13	6	7
フランス	31	0.9	16	15	22	9	13	9	7	2
スリランカ	28	0.8	20	8	19	12	7	9	8	1
パキスタン	27	0.8	20	7	22	16	6	5	4	1
ネパール	26	0.7	16	10	23	14	9	3	2	1
ブラジル	26	0.7	22	4	26	22	4	-	-	-
ペルー	17	0.5	11	6	17	11	6	-	-	-
インドネシア	16	0.5	7	9	13	5	8	3	2	1
タイ	16	0.5	9	7	16	9	7	-	-	-
ドイツ	16	0.5	9	7	16	9	7	-	-	-
トルコ	16	0.5	10	6	10	7	3	6	3	3
スペイン	15	0.4	7	8	12	5	7	3	2	1
朝鮮	14	0.4	8	6	5	4	1	9	4	5
ロシア	12	0.3	9	3	7	6	1	5	3	2
イタリア	10	0.3	4	6	10	4	6	-	-	-
ニュージーランド	10	0.3	6	4	7	4	3	3	2	1
マレーシア	10	0.3	4	6	9	3	6	1	1	-
その他	102	2.9	57	45	86	44	42	16	13	3
合計	3,524	100.0	1,762	1,762	2,488	1,178	1,310	1,036	584	452

その他の内訳

- ・ 9筆個：モンゴル
 - ・ 8筆個：イラン、シリア、ミャンマー
 - ・ 7筆個：ルーマニア
 - ・ 5筆個：アフガニスタン、ナイジェリア、メキシコ
 - ・ 4筆個：アラブ首長国連邦、ベルギー
 - ・ 3筆個：ギニア、ジャマイカ、バングラデシュ、フィンランド
 - ・ 2筆個：ウガンダ、ウクライナ、エジプト、オランダ、ガーナ、コロンビア、サモア、スウェーデン、ラオス
 - ・ 1筆、個：アンドラ、イスラエル、カザフスタン、グアテマラ、セーシェル、ハンガリー、ポーランド、モロッコ、リトアニア
- 合計59国・地域（令和5年度：21国・地域）

2の※1及び3(2)の※3を参照

※4 国若しくは地域が異なる者が共同して取得し、又は国若しくは地域が異なる複数の者が代表者となっている法人が取得した土地等については、各々の国又は地域に計上しているため、合計の数値は3(1)のものとは一致しません。

別紙2 外国人・外国系法人が取得した土地等の都道府県・注視区域別の内訳

都道府県	取得 総数 (筆個)	外国人・外国系法人による土地等の取得状況		
		取得数 (筆個)	国又は地域別の内訳	
北海道	8,595	217	函館基地隊本部	37筆個 [韓国21筆個、オーストラリア4筆個、中国4筆個等]
			札幌駐屯地、藻岩山無人中継所、真駒内駐屯地	35筆個 [中国24筆個、韓国9筆個等]
			倶知安駐屯地	34筆個 [オーストラリア14筆、中国10筆個等]
			ほか	
青森県	1,306	9	青森駐屯地	3筆 [中国3筆]
			三沢基地、三沢飛行場	3筆 [中国3筆]
			八戸駐屯地、八戸貯油施設	2筆 [韓国2筆]
			ほか	
岩手県	56	0		
宮城県	3,111	8	仙台駐屯地	6筆個 [中国4筆個、台湾2筆個]
			船岡駐屯地	2筆個 [米国2筆個]
秋田県	420	0		
山形県	691	2	神町飛行場、山形空港	2筆個 [米国2筆個]
福島県	556	0		
茨城県	2,107	79	武器学校、霞ヶ浦駐屯地、朝日燃料支処、霞ヶ浦高射教育訓練場	32筆個 [パキスタン12筆個、中国11筆等]
			百里基地	11筆個 [中国11筆個]
			三菱原子燃料株式会社	10筆個 [パキスタン6筆個、韓国4筆個]
			ほか	
栃木県	876	10	宇都宮駐屯地	5筆個 [中国3筆個、台湾2筆個]
			北宇都宮駐屯地	5筆個 [中国5筆個]
群馬県	424	5	相馬原駐屯地	3筆個 [中国3筆個]
			新町駐屯地	2筆個 [韓国2筆個]
埼玉県	7,625	161	朝霞駐屯地、朝霞高射教育訓練場、キャンプ朝霞	58筆個 [中国35筆個、朝鮮7筆個等]
			入間基地	47筆個 [韓国13筆個、中国11筆個等]
			所沢通信施設	36筆個 [中国19筆個、インド9筆個等]
			ほか	
千葉県	6,488	235	習志野駐屯地、習志野高射教育訓練場	57筆個 [中国34筆個、スリランカ6筆個等]
			松戸支処	57筆個 [中国34筆個、韓国7筆個等]
			高射学校	52筆個 [中国34筆個、アフガニスタン5筆個等]
			ほか	
東京都	21,829	1,558	衛生学校、艦艇装備研究所、ニューサンノー米軍センター	553筆個 [中国252筆個、台湾97筆個等]
			防衛省市ヶ谷庁舎	309筆個 [中国166筆個、台湾46筆個等]
			補給統制本部	262筆個 [中国158筆個、台湾59筆個等]
			ほか	

都道府県	取得 総数 (筆個)	外国人・外国系法人による土地等の取得状況		
		取得数 (筆個)	国又は地域別の内訳	
神奈川県	10,792	339	厚木航空基地、厚木海軍飛行場	70筆個 [ベトナム28筆個、ブラジル10筆個等]
			逸見庁舎、長浦庁舎、横須賀警備隊庁舎、比与宇弾庫、比与宇施設、船越庁舎、補給倉庫、艦船補給処、自衛隊横須賀病院、第2術科学校、支援船係留施設、田浦地区港湾施設、吾妻倉庫地区、横須賀海軍施設、浦郷倉庫地区	57筆個 [中国20筆個、米国16筆個等]
			座間駐屯地、キャンプ座間	54筆個 [中国21筆個、フィリピン13筆個等]
			ほか	
新潟県	1,691	17	新潟分屯基地、新潟空港	9筆個 [中国7筆個、韓国2筆]
			新発田駐屯地	6筆個 [中国2筆、パキスタン2筆個、ベトナム2筆個]
			小舟渡通信所、新発田駐屯地	2筆個 [フィリピン2筆個]
富山県	74	0		
石川県	663	1	金沢駐屯地	1筆 [中国1筆]
福井県	30	0		
山梨県	135	3	北富士駐屯地	3個 [中国3個]
長野県	350	0		
岐阜県	806	21	岐阜基地、岐阜高射教育訓練場	21筆個 [中国14筆個、ペルー6筆個等]
静岡県	1,102	19	浜松基地	8筆個 [ベトナム5筆個、ブラジル2筆等]
			富士学校	4筆個 [中国2筆個、米国2筆個]
			越前岳通信中継所	2筆 [モンゴル2筆]
			御前崎分屯基地	2筆個 [中国2筆個]
			浜岡原子力発電所	2筆 [韓国2筆]
ほか				
愛知県	3,037	78	高蔵寺分屯基地、高座山無線中継所地区	27筆個 [中国18筆個、ベトナム6筆個等]
			豊川駐屯地	18筆個 [ベトナム13筆個、フィリピン3筆個等]
			小牧基地、名古屋飛行場	17筆個 [ベトナム6筆個、トルコ6筆個等]
			ほか	
三重県	604	3	明野駐屯地	2筆個 [中国2筆個]
			久居駐屯地	1筆 [中国1筆]
滋賀県	921	15	大津駐屯地	13筆個 [中国8筆個、台湾3筆個等]
			饗庭野高射教育訓練場	2筆個 [ベトナム2筆個]
京都府	2,995	37	大久保駐屯地	10筆個 [韓国5筆個、中国4筆個等]
			桂駐屯地	10筆個 [中国6筆個、韓国4筆個]
			祝園分屯地	7筆個 [中国4筆個、韓国2筆個等]
			ほか	
大阪府	1,976	87	八尾駐屯地、八尾空港	66筆個 [中国33筆個、ベトナム28筆個等]
			原子燃料工業株式会社 熊取事業所	11筆個 [台湾5筆個、韓国4筆等]
			信太山駐屯地	10筆個 [中国8筆個、ベトナム2筆個]

都道府県	取得 総数 (筆個)	外国人・外国系法人による土地等の取得状況	
		取得数 (筆個)	主な注視区域 国又は地域別の内訳
兵庫県	2,442	24	川西駐屯地、伊丹駐屯地、千僧駐屯地 広峰無線中継所、姫路駐屯地 阪神基地隊 18筆個 [中国11筆個、韓国4筆個等] 4筆個 [ラオス2筆個等] 2個 [韓国1個、ベトナム1個]
奈良県	140	5	奈良送信所 5筆個 [台湾3筆個、中国2筆個]
和歌山県	98	0	
鳥取県	593	9	高尾山分屯基地 [施設は島根県に所在] 美保基地 5筆個 [韓国5筆個] 4筆個 [中国4筆個]
島根県	311	2	出雲駐屯地 2筆個 [中国2筆個]
岡山県	419	16	三軒屋駐屯地 16筆個 [中国5筆個、インド4筆個等]
広島県	1,755	23	川上弾薬庫 海田市駐屯地 呉港務部第3区、呉警備隊、呉上陸 所、呉地方総監部、係船堀地区、から す小島係留所、自衛隊呉病院、呉第六 突堤 ほか 13筆個 [中国11筆個、ベトナム2筆個] 4筆個 [ベトナム3筆個、韓国1個] 4筆個 [ブラジル4筆個]
山口県	2,084	17	岩国航空基地、岩国飛行場 防府北基地、防府送信所 15筆個 [フィリピン9筆個、韓国4筆 個、ルーマニア4筆個等] 2筆個 [中国2筆個]
徳島県	267	0	
香川県	217	6	善通寺駐屯地、大麻山弾薬庫 6筆個 [台湾4筆個、中国2筆個]
愛媛県	207	2	松山駐屯地 2筆個 [韓国2筆個]
高知県	41	0	
福岡県	7,884	211	福岡駐屯地、自衛隊福岡病院、春日基 地 春日基地飛行場地区、板付飛行場、福 岡空港 富野弾薬支処 ほか 97筆個 [中国61筆個、台湾19筆個等] 71筆個 [中国48筆個、台湾9筆個等] 11筆個 [オーストラリア6筆個、ニュー ジーランド3筆個等]
佐賀県	757	5	鳥栖燃料支処 目達原駐屯地 3筆個 [韓国3筆個] 2筆個 [韓国2筆個]
長崎県	2,977	39	対馬駐屯地、対馬海上保安部 比田勝海上保安署 対馬海上保安部 対馬防備隊 ほか 10筆個 [韓国10筆個] 8筆個 [韓国8筆個] 5筆個 [韓国5筆個] 4筆個 [韓国4筆個]
熊本県	2,169	60	健軍駐屯地、自衛隊熊本病院 北熊本駐屯地 自衛隊熊本病院 32筆個 [台湾29筆個、中国3筆] 24筆個 [台湾19筆個、中国3筆個等] 4筆個 [台湾4筆個]
大分県	1,520	38	湯布院駐屯地 別府駐屯地 佐伯基地分遣隊 31筆個 [韓国19筆個、中国9筆個等] 6筆個 [オーストラリア2筆個、中国2 筆個等] 1個 [米国1個]
宮崎県	742	0	
鹿児島県	2,121	3	国分駐屯地 3筆個 [台湾3筆個]

都道府県	取得 総数 (筆個)	外国人・外国系法人による土地等の取得状況		
		取得数 (筆個)	主な注視区域	国又は地域別の内訳
沖縄県	7,823	134	白川高射教育訓練場、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・シールズ、トリイ通信施設、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、陸軍貯油施設	45筆個 [米国25筆個、中国6筆個等]
			牧港補給地区、第十一管区海上保安本部、那覇海上保安部	23筆個 [中国9筆個、タイ7筆個等]
			キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫	10筆個 [中国10筆個]
			那覇港湾施設、那覇空港、那覇海上保安部	10筆個 [中国7筆個、台湾3筆個]
			ほか	

2の※1及び3(2)の※3を参照

※5 主な注視区域欄は、当該都道府県内で外国人・外国系法人による土地等の取得事例が多いものを記載しています。

※6 国若しくは地域が異なる者が共同して取得し、又は国若しくは地域が異なる複数の者が代表者となっている法人が取得した土地等については、各々の国又は地域に計上しているため、国又は地域別の内訳欄において、国又は地域別の取得数の合計が注視区域の取得数を上回る場合があります。